

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|---|-------------------|-------|
| 処分の内容 | | 指定介護機関の指定 | |
| 根拠法令及び条項 | | 生活保護法第54条の2第1項 | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当) | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当) | | |
| | 【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 生活保護法第54条の2第4項の規定により準用する第49条の2第4項 別紙のとおり | | |
| 審査基準 設定年月日 | 年 月 日 | 審査基準 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 標準処理期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | 年 月 日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 福祉部 保護管理課 | | |
| 備考 | | | |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

第1号・第2号様式別紙（指定介護機関指定）

第五十四条の二第四項の規定により準用する第四十九条の二（第四十九条の二第四項の規定による市長への読み替え後）

準用する第一項 市長による第五十四条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者の開設者の申請により行う。

準用する第二項 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該指定を取り消された地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消の処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に準用する第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第五十四条の二第4項において準用する第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき準用する第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に準用する第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者の管理者が、前各号のいずれかに該当する者であるとき。

準用する第三項 市長は、準用する第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具

販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項の指定をしないことができる。

- 一 被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十四条の二第4項において準用する第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
- 二 前号のほか、介護扶助のための介護を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。